

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.7.29

本ファンドは、特化型運用を行います。

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド
追加型投信／国内／株式

本ファンドは、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式に投資を行います。なお、原則として、各銘柄の組入比率は、組入銘柄の時価総額をベースに一定のルールのもと決定されます。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行うソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月28日に関東財務局長に提出しており、2025年7月29日にその効力が生じております。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。 ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。 ■請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 ■販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。 ■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。 ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。 ■投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。	委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。) 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第311号 設立年月日：1986年8月29日 資本金：4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：5兆8,246億46百万円 ※2025年4月末現在 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。) <照会先> SBIアセットマネジメント株式会社 ●ホームページ https://www.sbi-am.co.jp/ ●電話番号 03-6229-0097 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
--	---

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

投資対象

わが国の金融商品取引所の上場株式のうちソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式(以下「ソフトバンク&SBIグループ株式」といいます。)*を主な投資対象とする、マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※ソフトバンク&SBIグループ株式とは、①ソフトバンクグループ、SBIホールディングス、②「ソフトバンクグループまたはSBIホールディングスの連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI関係会社」といいます。)、③「ソフトバンク、SBI関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI準関係会社」といいます。))及び④「ソフトバンク、SBI準関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社群」のうち、日本の株式市場に上場または、上場予定(上場日の確定しているもの)の企業をいい、有価証券報告書、四半期報告書及びこれらに準ずる公開情報に開示される企業を指します。

投資方法

マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき規則的な運用を行います。

・組入比率

原則として、銘柄の組入比率は、組入銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、1銘柄の組入比率は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。再分配の結果、組入比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。このルーチンを繰返して組入比率を決定します。

・組入比率の調整(リバランス)

銘柄の組入比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入比率の決定方法にしたがって各銘柄の組入比率を再決定し、売買を行います。

なお、2025年7月15日現在の主要投資先は5社であるため1銘柄の組入比率は「概ね20.0%を上限」となります。

・新規銘柄組入れ

新たに株式市場に上場するソフトバンク&SBIグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札(IPO)に参加する他、上場後3ヵ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

・原則として、高位に株式を組入れます。

ただし、資金動向、市場動向に急激な変化が生じたときや、グループ会社の定義等に大きな変更があったとき等やむを得ない場合には、組入比率が高位にならない可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

投資フロー図

本ファンドの投資フローを図で示すと以下の通りです。

わが国の金融商品取引所に上場の
ソフトバンクグループ、SBIホールディングス及びそれらのグループ関連企業



流動性等勘案

【銘柄の組入比率の決定】

- 1 原則として、組入銘柄の時価総額に比例して決定。
- 2 ただし、1銘柄の組入比率は概ね20.0%を上限(2025年7月現在)。

SoftBank Group
24.2%

SoftBank
22.8%

LINEヤフー
23.4%

ZOZO
9.1%

SBI Holdings
7.9%

その他ソフトバンク&
SBIグループ
7.3%

その他現金等
5.2%

2025年4月末時点での組入銘柄

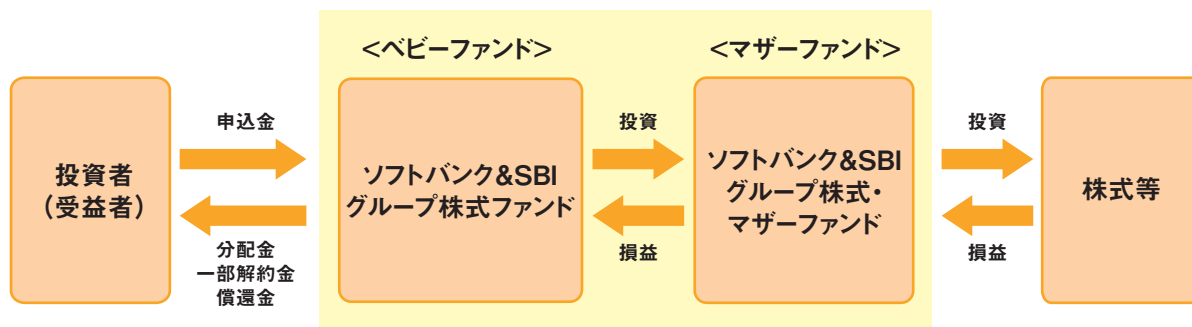
本ファンドは特化型運用を行います。

- ・一般社団法人投資信託協会は、「信用リスク集中回避のための投資制限」を定めており、投資対象にファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える、又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するものを特化型としています。
- ・本ファンドは、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業が発行する株式に集中して投資を行いますので、これら銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとします。ただし、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業が発行する株式への実質投資割合は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。

分配方針

毎決算時(毎年10月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(繰越分及びマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し投資元本を割込むことがあります。特に、本ファンドは、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

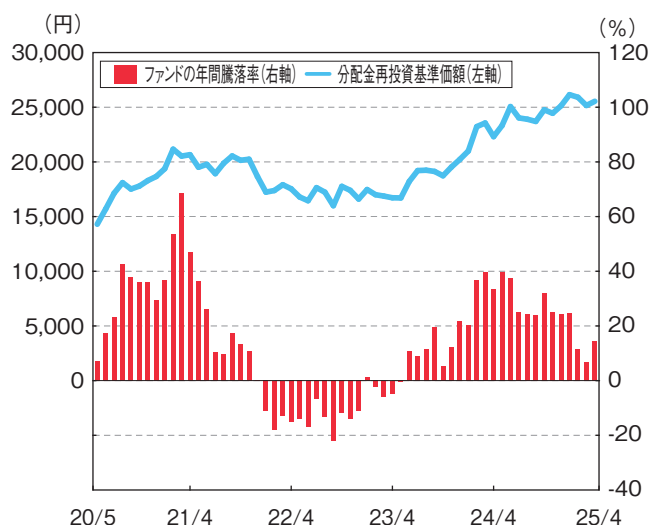
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

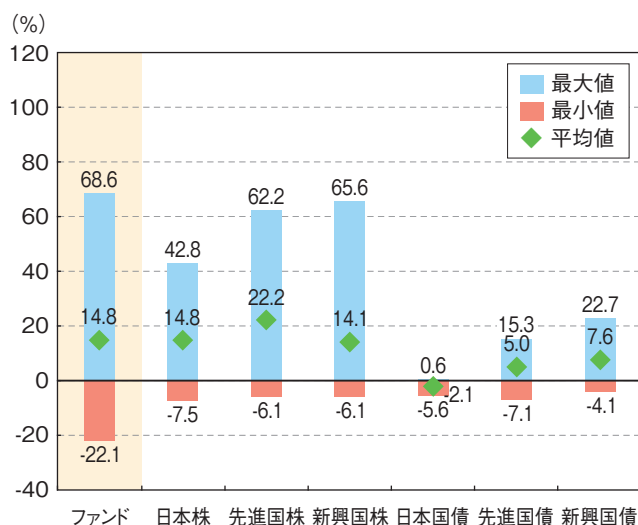
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年5月～2025年4月)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年5月～2025年4月)



- * 上記は分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
 日本国債…Morningstar 日本国債指数
 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
 新興国債：Morningstar ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

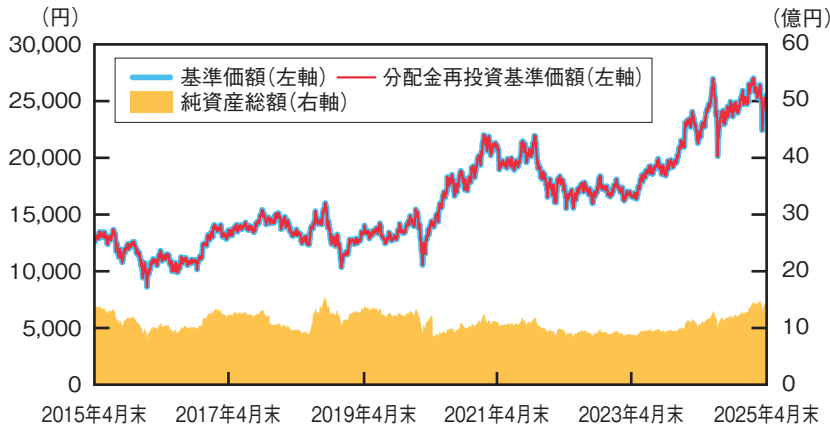
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

(基準日：2025年4月30日)

基準価額・純資産の推移

(2015年4月30日～2025年4月30日)



基準価額(1万口当たり)	25,549円
純資産総額	14.54億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第15期(2020年10月27日)	0円
第16期(2021年10月27日)	0円
第17期(2022年10月27日)	0円
第18期(2023年10月27日)	0円
第19期(2024年10月28日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

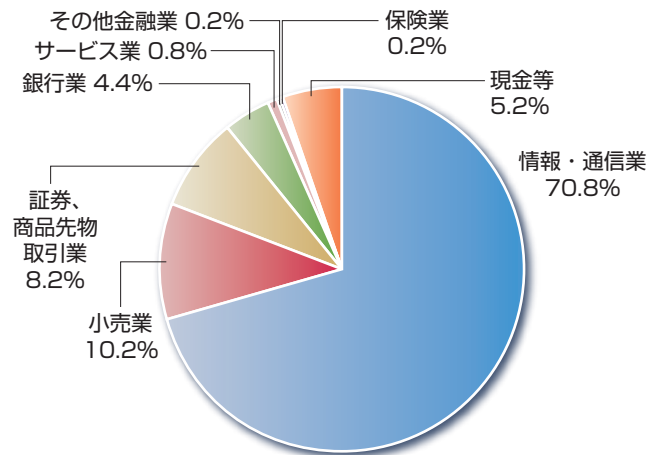
主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

	銘柄	業種	組入比率
1	ソフトバンクグループ	情報・通信業	24.2%
2	LINEヤフー	情報・通信業	23.4%
3	ソフトバンク	情報・通信業	22.8%
4	ZOZO	小売業	9.1%
5	SBIホールディングス	証券・商品先物取引業	7.9%
6	住信SBIネット銀行	銀行業	4.4%
7	アスクル	小売業	1.0%
8	SBIグローバルアセットマネジメント	サービス業	0.4%
9	SBIアルヒ	その他金融業	0.2%
10	アイティメディア	サービス業	0.2%

《業種別構成比率》



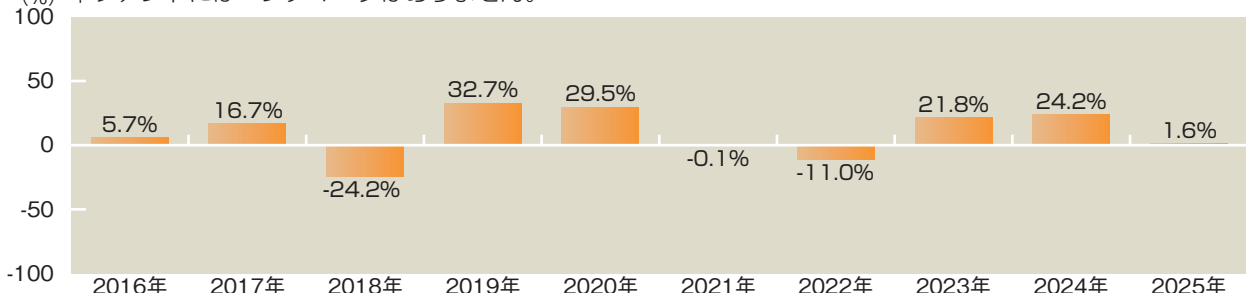
《構成比率》

マザーファンド	
国内株式	94.8%
現金等	5.2%
純資産総額	100.0%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
 ※2025年は年初から4月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	原則として、購入申込受付日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額となります。 換金手数料はかかりません。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2025年7月29日(火)～2026年1月27日(火) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:2005年10月28日)
繰 上 償 還	受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年10月27日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜:3.0%)を上限 として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	ありません。	—

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年0.11%(税抜:年0.1%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記のとおりとします。なお、信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>年0.04%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年0.04%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.04%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.04%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.04%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価												
販売会社	年0.04%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用(目論見書、運用報告書)等が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。													

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ 上記は2025年4月末現在のもので、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・ 法人の場合は上記とは異なります。

・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2023年10月28日～2024年10月28日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.19%	0.10%	0.09%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

